

## 消費税率の引き上げに伴う検定業務等の手数料の改定について

令和元年 9 月

日本小型船舶検査機構

平素より当機構の業務にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和元年 10 月 1 日から消費税率が 8%から 10%に引き上げられることに伴い、消費税が含まれている検定業務等の手数料を改定することといたしました。

各物件の具体的な手数料につきましては、最寄りの支部または下記までお問い合わせください。

なお、令和元年 9 月 30 日までに申請受付された場合は、現行（改正前）の手数料となりますので、検定等の執行が 10 月 1 日以降であっても追加手数料は不要です。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

（お問い合わせ先）

日本小型船舶検査機構 お客様相談室

電話：03-3239-0960